

広報みさわ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三沢市広報規則（昭和34年三沢市規則第15号）第3条の規定に基づき、市が発行する広報紙「広報みさわ」（以下「広報紙」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 広報紙に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の広報紙としての品位、公共性及び公益性を妨げるおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝及び人材募集に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (5) 児童及び青少年の健全な育成を害するもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広報紙に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告掲載の位置)

第3条 広告を掲載する位置は、広報紙の表紙及び裏表紙を除く各ページの下1段のうち市長が指定する場所とする。

(広告の規格等)

第4条 掲載する広告の規格は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 1号広告 縦45mm、横180mm
- (2) 2号広告 縦45mm、横85mm

(広告掲載料の額)

第5条 広告掲載料の額は、次の各号に掲げる広告の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 1号広告 30,000円
- (2) 2号広告 15,000円

(掲載希望者の募集)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、広報紙及び市ホームページに掲載するほか、市ケーブルテレビに放送して行うものとする。ただし、掲載希望件数が募集枠数に満たないときは、次の順位により、掲載対象者を選定して広告掲載の案内をすることができる。

- (1) 公社、公団、公益法人又はこれらに類するもの
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で、市内に事業所等を有するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告を掲載する者として適当であると市長が認めるもの

(広告掲載の申込み)

第7条 掲載希望者は、広報みさわ広告掲載申込書（第1号様式）を、掲載希望号の発行日の30日前までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の申込書を受理したときは、募集期間終了後、速やかに広告掲載の可

否を決定し、広報みさわ広告掲載（非掲載）決定通知書（第2号様式）により掲載希望者にその結果を通知するものとする。

2 前項の規定により、広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下を提出しなければならない。この場合において、当該版下の作成経費は、広告主の負担とする。

3 前条の規定による掲載希望件数が広告の募集件数を越えたときは、抽選により決定するものとする。

（広告審査委員会の設置）

第9条 市長は、広告掲載の可否の決定に疑義が生じた場合、掲載の可否を審査する機関として、広告審査委員会を設置することができる。

2 広告審査委員会の委員長は、企画部長をもって充て、副委員長は総務部総務課長をもって充て、委員には次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務部管財課長
- (2) 経済部商工観光課長
- (3) 企画部広報広聴課長

（広告掲載料の納付）

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後市長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告掲載料の還付）

第11条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告を掲載できなかったときは、この限りでない。

（広告主の責任）

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとする。

（広告掲載の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が広告掲載料を期日までに納入しなかったとき。
- (2) 広告主が広告の原稿等を期日までに提出しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、掲載上支障があると認められるとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月21日から実施する。

第1号様式（第7条関係）

広報みさわ広告掲載申込書

年 月 日

三沢市長 殿

下記のとおり、広報みさわへの広告掲載を申し込みます。

1 申込者

住所（所在地）			
会社名（団体名）			
代表者職・氏名			
担当者名		連絡先	

2 掲載を希望する号

_____年 月号（から _____年 月号まで）

3 掲載を希望する規格（該当するものの口欄をチェックしてください）

- 1号広告（縦45mm、横180mm）
- 2号広告（縦45mm、横85mm）

4 掲載広告案（別紙可）

--

殿

三沢市長

広報みさわ広告掲載（非掲載）決定通知書

年 月 日付けでお申し込みのあった広報みさわへの広告掲載について、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

- 1 掲載の可否 (掲載する・掲載しない)
(掲載しない理由：)

- 2 掲載号 _____年 月号

- 3 広告掲載料 金 額 _____ 円
納入期限 _____年 月 日